

平成 30 年 6 月 13 日
農 林 水 産 部 農 業 振 興 課

苗木生産供給事業における対応について

日頃より、苗木生産供給事業を御利用いただきありがとうございます。

昨年度、本事業で供給した苗木が枯死する事故があり、関係者のみなさまには御迷惑をおかけしました。

今後も本事業を安心して御利用いただけるよう、下記のとおり事業の改善に取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。

記

1 苗木の品質・規格の確保について

供給時の品質・規格を確保するよう、掘取運搬委託業者への指示を見直します。

- ・掘取運搬委託業者に対して、高さ、幅の標準的な規格（又は供給先が指定する規格）を下回らないよう、仕様書・指示書の指示の徹底及び検査の実施をします。
- ・根巻きを実施しない樹種（サツキ・ツツジ）においても、状況に応じて根巻きを実施し品質を確保します。

2 定植後の枯補償について

- ・定植後の苗木が枯死した場合は再供給を行います。
- ・ただし、枯死した苗木の撤去処分、新しい苗木の定植作業については、対応ができませんのでご了承ください。